

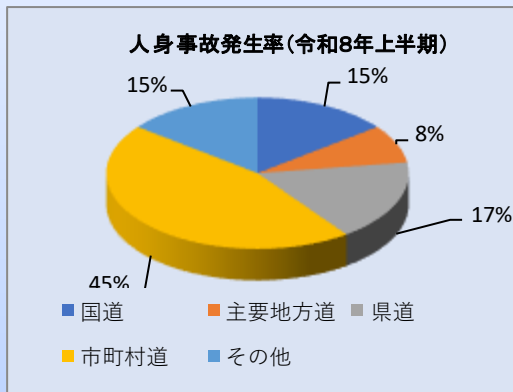
速度取締り指針

速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
国道121号	9:00～17:00	上石川町地内	指定(50キロ)
国道293号	9:00～20:00	日光上奈良部地内	法定(60キロ)
主要地方道 鹿沼足尾線	10:00～17:00	下南摩地内	指定(40キロ)

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

管内における交通事故実態



- ▼ 管内の人身事故の約40%が国道293号、国道121号、主要地方道、県道で発生している。
- ▼ 事故類型については、車両同士の事故が約72%を占め、そのうち、追突事故が約33%、出会い頭事故が約48%となっている。
- ▼ 午前7時頃から午前9時頃までの時間帯に車両と自転車衝突する事故が多発している。

～令和8年上半期～

- 死亡事故3件のうち1件は横断歩道を歩行中の高齢者に車両が衝突する交通事故である。
- 歩行者と車両による事故では歩行者の約63%が高齢者である。
- 人身事故の42%は通勤・通学・買い物時に発生している。

その他の交通指導取締り要点

- 繁華街及び住宅街を重点に夜間におけるミニ検問を強化して飲酒運転の根絶を図る。
- 交通事故の原因となる運転時の携帯電話使用等取締りを強化する。
- 騒音を発生させる改造バイクの取締りを強化して違法改造車両を排除する。
- 横断歩道の安全確保のため、横断歩行者妨害等取締りを強化する。
- 自転車指導啓発重点路線を中心とした、ながら違反、警告による違反取締りを実施する。